

○奈良教育長 教育委員会協議会を開会いたします。

まず、教育委員会の活動状況について、事務局から報告をお願いします。

山下教育政策課長。

○山下教育政策課長 それでは、教育委員会の活動状況についてご説明させていただきます。

教育委員会の活動状況、令和3年2月分をご覧ください。

表にございますとおり、左からご活動の日時、会議、行事等、場所、出席者を記載しており、上段の2月1日の任期付校長との意見交換会をはじめ、2月中の活動内容を記載しております。詳細につきましては、資料のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

○奈良教育長 それでは、事務局からの報告案件ですが、案件1について説明をお願いします。

山下教育政策課長。

○山下教育政策課長 それでは、案件1「枚方市成人祭『はたちのつどい』キャンセル料補助金交付要綱の制定」につきましてご報告させていただきます。

まず、「1. 概要」でございますが、令和2年度枚方市成人祭「はたちのつどい」が延期となったことで、新成人が式典で着用する予定であったレンタル衣装のほか、着付けやヘアメイクをキャンセルしたことによりキャンセル料を負担した方の経済的負担を軽減することを目的に、市がその一部を補助することとし、補助金の交付要綱を制定しているものでございます。

「2. 補助金の内容」の「(1) 補助の対象者」でございますが、令和2年度枚方市成人祭「はたちのつどい」に出席予定であった新成人などで衣装レンタル等のキャンセル料を負担した方でございます。

次に、「(2) 補助金額」でございますが、「はたちのつどい」が延期となったことにより負担したキャンセル費用の1/2の金額を補助するものとし、新成人1人あたり6万円を上限としております。

対象経費は、新成人に係る衣装レンタル・写真撮影・着付け・ヘアメイクのキャンセル料でございます。

「(3) 申請期間」でございますが、令和3年3月10日から開始しており、来年の令和4年3月31日までとしております。

次に、3ページの「(4) 申請方法」でございますが、郵送・メール・持参で受け付けを行っております。

次に、「3. 要綱の施行日」でございますが、令和3年3月9日から施行しているものでございます。

「4. 要綱」は、次のページからでございますが、詳細につきましては、ご説明を省略させていただきます。

なお、現在の申請状況でございますが、受理件数は1件、受付期間開始後の相談件数は6件となっております。

周知は、市ホームページ・ツイッター・フェイスブックの他、地域メディアの活用、また3月中にはハガキにより市内在住の新成人のみなさまに周知を行う予定でございます。

この補助金につきましては、万が一、3月28日に開催予定の「はたちのつどい」が中学校での式典開催ができなかった場合にも対象とするため、状況を注視しながら、引き続き対応してまいりたいと考えております。

以上、説明でございます。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

ご質問等がないようですので、本件については、説明の聴取程度にとどめます。

続きまして、案件2について説明をお願いします。

石田教育支援推進室課長。

○石田教育支援推進室課長 協議会案件2、「支援学級等就学奨励費支給規則の一部改正」につきまして、ご説明いたします。

協議会資料の6ページをご覧ください。

「1. 概要」でございますが、全庁的に行政手続きにおける押印の見直しを行うことに伴い、様式から保護者の押印欄を削除するものでございます。

次に「2. 内容」でございますが、協議会資料8ページの様式の○（マル）で囲んでいる部分の押印欄を削除するものでございます。

恐れ入りますが、7ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本規則は、公布の日から施行するものでございます。また、改正前の本規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の本規則の様式により作成した用紙として使用することができるものとしております。

以上、簡単ではございますが、支援学級等就学奨励費支給規則の一部改正につきましての説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

ご質問等がないようですので、本件については、説明の聴取程度にとどめます。

それでは、本日の協議会の案件は以上となりますので、協議会を終了します。